

指定管理者労働条件モニタリングの実施結果について

1 実施の概要

一次モニタリングでは、指定管理者の主な労働社会保険諸法令の順守状況、労働条件や労働環境、社会保険の適用状況等の実態調査を行い、二次モニタリングでは、実態調査の結果を踏まえ、その後の改善状況の確認を行った。

人事・労務関係法令等の遵守状況についての詳細な状況確認や、より適正な労務環境整備に向けたきめ細かな助言がなされた。

また、指摘に対する改善方法についても具体的な助言がなされたことで、適切な改善が図られた。

2 実施対象施設

施設名	指定管理者
白山交流館及び千駄木交流館	(株)オーエンス
文京総合体育館外6スポーツ施設	文京区スポーツ推進共同事業体
目白台運動公園	目白台運動公園共創パートナーズ
目白台交流館及び根津交流館	(株)日本保育サービス
目白台第二児童館及び根津児童館	(株)日本保育サービス

3 調査対象期間及び実施完了日

(1) 一次モニタリング

施設名	調査対象期間	実施完了日
白山交流館及び千駄木交流館	令和6年6月～令和6年9月	令和6年9月7日
文京総合体育館外6スポーツ施設	令和6年6月～令和6年9月	令和6年9月30日
	令和6年6月～令和6年10月	令和6年10月2日
	令和6年6月～令和6年10月	令和6年10月4日
目白台運動公園	令和6年6月～令和6年9月	令和6年9月30日
目白台交流館及び根津交流館	令和6年6月～令和6年9月	令和6年9月25日
目白台第二児童館及び根津児童館	令和6年6月～令和6年9月	令和6年9月25日

(2) 二次モニタリング

施設名	調査対象期間	実施完了日
白山交流館及び千駄木交流館	令和6年12月	令和6年12月20日
文京総合体育館外6スポーツ施設	令和6年12月～令和7年1月	令和7年1月20日
	令和6年10月～令和6年12月	令和7年1月15日
	令和6年10月～令和6年12月	令和7年1月15日
目白台運動公園	令和6年12月～令和7年1月	令和7年1月25日
	令和6年12月～令和7年1月	令和7年1月25日
目白台交流館及び根津交流館	令和6年10月～令和6年12月	令和7年1月20日
目白台第二児童館及び根津児童館	令和6年10月～令和6年12月	令和7年1月20日

4 調査の方法

(1) 一次モニタリング

- ア 資料の事前調査
- イ 指定管理者が運営する施設における実地調査
- ウ ヒアリングの実施

(2) 二次モニタリング

- ア 提出された改善報告書並びに書類に基づく、一次モニタリングにおける指摘事項の改善状況の確認

5 主な指摘内容及び改善状況

事業者名	主な指摘内容	改善状況
㈱オーエンス (白山交流館及び千駄木交流館)	<ul style="list-style-type: none">・1 か月単位の変形労働時間制を採用しているが、その旨の記載が雇用契約書にない契約社員がいた。このままでは時間外労働が発生するので雇用契約書に記載が必要。雇用契約書の勤務時間と実際の勤務時間が相違する契約社員が1名いる。 令和6年10月1日には時給が東京都の最低賃金を下回るので、それへの対応が必要である。・「賃金台帳」の必要記載項目から、賃金の計算期間、契約社員の労働時間数の項目が不足しているため追加が必要である。・「労働者名簿」に代え、「身上調書」、「履歴書」等で代用しているが、そこに、「従事する業務の種類」「退職の年月日及びその事由」の記録が漏れていた。・労働時間管理について、日々記録されていないなど管理・記録が不十分である。休憩時間の記載欄がな	<p>雇用契約書について記載に漏れおよび誤りがあったことに気づき、その後の手続きの際に追記・改善されていることを、再提出された雇用契約書にて確認した。また、令和6年10月1日以降の雇用契約書は、最低賃金を反映し、1,170円での雇用契約書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none">・メーカー【(株)ミロク情報サービス】での修正が必要で、現在、対応依頼中である。・「退社欄」及び「人事記録欄」にその都度記載漏れがないよう注意する。・近々に「勤怠管理システム」を導入し(令和7年1月予定)、管理をする。それまでは、記録漏れがないよう注意

	<p>く、記録されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員賃金規程、パート賃金規程に割増賃金の計算方法の記載があるが、60 時間を超えた場合の計算方法の記載がない。 ・障害者雇用について、雇用者数 42 名、達成率 2.22%で法定雇用率は満たしていない。今後の対応方針を確認する必要がある。 	<p>をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の規定改定時等、早々に追記・改定する。 ・受入れに関する社内研修実施(令和 7 年 1 月予定)やトライアル雇用実施他、障害者雇用の強化を図る施策を実施する。
<p>㈱東京ドームスポーツ、㈱東急コミュニティー、美津濃㈱ (文京総合体育館外 6 スポーツ施設) ※㈱東京ドーム及び公益財団法人日本サッカー協会は、施設に常勤職員がいないためモニタリングの対象外とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜残業従事者(対象者 45 名)は 1 年に 2 回の健康診断が必要である。 ・時間外労働・休日労働協定書について労働基準監督署への届け出が確認できなかった。 ・健康診断結果、健康保険及び厚生年金保険関係資料について、保管方法等が不明である。 ・衛生推進者について、事業場での掲示がなかった。 ・就業規則について、労働基準監督署への届け出と事業場におけるファイリングが確認できなかった、 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の対象を、社会保険加入者であり、22 時を超えて常態として勤務している者(週 1 回以上もしくは月 4 回以上)としており、再確認したところ対象者が 12 名(アルバイト 3 名、社員 9 名)いたので、今回の深夜業健診を受診できるよう準備している。 ・令和 5 年 12 月 26 日付の監督署の受理印のある協定届を確認した。 ・電子データにて保存されている旨を確認した。 ・事業場において、氏名が掲示されている旨を確認した。 ・就業規則が労働基準監督署に届出済みであり、紙ファイルでファイリングされている旨を確認した。

事業者名	主な指摘内容	改善状況
<p>シンコースポーツ ㈱、太陽スポーツ 施設㈱ （目白台運動公 園）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5月、6月度勤務記録表において、6時間超の勤務者に対して休憩を付与していないケースがあった。 ・就業規則の第63条2項と5項に、それぞれ「育児休業規程」、「介護休業規程」という名称が記載されているが、実際には「育児介護休業規程」として一つにまとめられているので、訂正をすること。また、「育児介護休業規程」の第1条において、「育児休業に関する取扱いについて定める」となっているため、訂正をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善報告書により、休暇付与できなかった理由並びにその後の改善策を確認した。 ・就業規則第63条2項と5項の「育児休業規程」、「介護休業規程」が「育児介護休業規程」に修正されたことを確認した。 なお、「育児介護休業規程」の第1条において、「育児休業に関する取扱いについて定める」となっている部分について、訂正を確認できなかったため、次回の規程改定時に「育児介護休業に関する取扱いについて定める」と訂正することが望まれる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書で労働条件通知書を兼ねる体裁になっている。 ・社員台帳について、労働者名簿を調製することが望まれる。 ・労働時間の管理方法について ・就業規則届について、労働基準監督署への届出印の確認ができなかった。また、介護休業規程の確認がで 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更範囲の記載の追加、最低賃金変更によるパート社員の時給見直し、労働日数・労働時間の追加について引き続き検討されたい。 ・退職年月日及びその事由（解雇の場合はその理由）を追加することを検討されたい。 ・タイムカードの打刻時間から労働時間でない部分を除いて出勤簿に入力する際に打刻まるめ（タイムカードの打刻の端数を決まった単位で調整する処理）が労働時間の切り捨てにならないように注意が必要。引き続き検討されたい。 ・就業規則届の届出印及び介護休業規程を確認した。

	<p>きなかった。</p>	
<p>(株)日本保育サービス （目白台交流館及び根津交流館）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パートの「労働条件通知書兼雇用契約書」にて定める「仕事の内容」は「放課後児童支援員補助」となっているが、労働者名簿における「従事する業務の種類」に記載の内容と齟齬があり、交流館の業務実態を適切に表記しているとはいいがたいため、次回契約更新時に是正することが望まれる。 ・労働条件通知書における日祝手当の支給対象施設に根津及び目白台の両交流館を追加して明示し、日祝手当を支給する旨の合意を明確にすることが望まれる。 ・法 36 条協定の届出業務の種類が「事務、保育従事者、看護師、調理従事者」の 4 種であり、交流館の業務が該当するとはいいがたいため、交流館の業務の追加または交流館の業務を含む業務の表記に是正することが望まれる。 ・「一斉休憩の適用除外に関する労使協定書」の第 1 条（適用対象者）の記載では、交流館業務従事者は適用除外対象に該当しないため、交流館業務従事者も一斉休憩の適用除外とする場合には、第 1 条に追加し協定する必要がある。 ・労働者名簿の様式の社員コードの欄が「正社員・アルバイト」になって 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善報告書及び当該別紙にて、仕事の内容が「交流館受付」に修正されていることを確認した。 ・日祝手当の対象施設に根津・目白台の 2 施設が追記されていること及び、雇用契約上、日祝手当を支給する旨が追記されており、支給に関する条項が修正されていることを確認した。 ・一般条項及び特別条項の具体的事由が「受付、施設維持管理、交流活動支援、事務等」に、業種の種類が「交流館運営」に及び、両施設の労働者数が「7 名」に、いずれも修正されていることを確認した。 ・労使協定書第 1 条が「全従業員に適用する」という内容で修正されていることを確認した。 ・社員コードに「契約社員」の選択肢が加えられ、修正されていることを確

	<p>おり、契約社員が適切に選択できないため、「契約社員」を選択肢に追加する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の手書きによる労働者名簿の記載内容のうち、入社年月日に誤記がある者1名及び雇入れ年月日の記入が適切でない者1名についてはそれらの年月日を修正して記録するとともに、労働者名簿では履歴についても記載する必要がある。 ・本年4月の開業にあたり、2施設の就業規則作成届をそれぞれ届出し、周知も適正に行われていることを確認した。ただし、第41条別紙に根津交流館及び目白台交流館の記載がなかった。 	<p>認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入社年月日の訂正及び、履歴の追記が行われており、修正されていることを確認した。 ・「就業規則 別紙」に「850 根津交流館」及び「851 目白台交流館」が追加されていることを確認しました。
<p>(株)日本保育サービス (目白台第二児童館及び根津児童館)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時給加算有2名の修正後の労働条件通知書兼雇用契約書の確認が必要である。 ・本年4月の開業にあたり、2施設の就業規則作成届をそれぞれ届出し、周知も適正に行われていることを確認した。ただし、第41条別紙に根津児童館及び目白台第二児童館の記載がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・修正後の労働条件通知書兼雇用契約書に「処遇改善Ⅲ時給加算」として50円が記載されており、指摘事項が修正済である旨を確認した。 ・修正後の就業規則の別紙(2024.12.1改定)に2施設が追加されていることを確認した。